

目次

◇「はじめに」の前に 1
◇はじめに 3

太平洋マーシャル諸島ビキニ環礁で水爆実験 4

日米両政府の「政治決着」で、被災者の救済は放置 6

「政治決着」で隠し続けられた資料が、こんな所に！ 6

国家的犯罪と、深刻な被害者の現状は放置できない。解決したい

「60年の壁」を、特殊な理論構成で破って、裁判へ！ 7

第1章◇被爆の状況 11

事前に知らされなかった水爆実験 13

突然の身体検査 13

マグロ漁場は戦場 14

漁獲マグロは家族のいのち 15

●被爆船員と一般国民との統計死亡率の比較 16

●裁判所に提出された証拠書類から「生々しい声」を拾ってみました。陳述書（平成29年9月7日） 増本和馬氏 17

第2章◇政府の被爆隠し 21

日米政治決着の内容 23

【極秘】昭和二十九年一〇月二三日 緒方大臣・井口大使 24

日米政治決着の立証 26

米エネルギー省の元上級政策顧問ロバート・アルバレス氏の証言 26

日本の元厚生省審議官蔵田直躬氏の証言 26

同番組制作者の証言 27

第3章◇世紀の大発見！被災資料の発見 29

●裁判所に提出された証拠書類から「生々しい声」を拾ってみました。陳述書（平成28年6月22日） 山下正寿氏 31

開示文書の中身 36

第4章◇国賠訴訟の提起 37

訴訟提起への私の思い 39

これで破れた！60年の壁 40

①継続的不法行為を基礎づける事実 42

②継続的不法行為とは 43

もう少しわかりやすく説明すると… 45
私の最終弁論 45

第1. ビキニ事件の出発点 46

第2. 国の基本方針 48

第3. 被告の行為は典型的な継続的不法行為 51

第4. 以上を裏付ける証拠は十分 52

第5章◇高知地方裁判所の判決 53

判決の内容 55

控訴の理由 56

1. 事実誤認 57

2. 継続的不法行為の認定について 60

3. 採証法則違反について 64

4. 結論 66

◇おわりに 69

これからの私の努力目標 71

【著者略歴】

かじはら もりみつ ●吾川郡仁淀村（現仁淀川町）出身
1954年 高知工業高等学校（定時制）機械科修了
1956年 仁淀高等学校（定時制）卒業
1962年 高知大学文理学部卒業
卒後すぐ「庶民が頼める弁護士」目指し上京
1970年 弁護士資格取得。事務所開設
1979年 高知県議会議員（日本共産党公認）6期 24年

【主な活動】

繁藤災害国家賠償請求訴訟では、全国で初めて自然災害に対する行政の不作為責任を問い、県議在籍中は高知県ヤミ融資事件の解明に尽力。薬害C型肝炎訴訟。『庶民のための弁護士』として活動中。

【問い合わせ】

- ① 平和資料館・草の家
780-0861 高知市升形9-11
☎ 088-875-1275 Fax 088-821-0586
E-mail:GRH@ma1.seikyuu.ne.jp
- ② 高知県原水爆対策協議会（和田）
780-0850 高知市丸ノ内二丁目1-10
☎ Fax 088-823-8334
- ③ 梶原・みなみ法律事務所
780-0928 高知市越前町二丁目5-26
☎ 088-824-7727 Fax 088-875-2807
E-mail:kajihara.morimitsu@gmail.com

| | | |
|------|-----|--|
| 検印省略 | 定価 | 500円(本体価格463円+税) |
| | 発行日 | 2018年11月1日 |
| | 著者 | ビキニ国賠訴訟担当者 梶原守光 |
| | 制作 | しなね編集事務所 坂本美和 704-8127 岡山市東区西大寺新 14-9 |

